

## 「女子プロサッカー選手の契約、登録および移籍に関する規則」についての初年度の適用除外に関する決定

新設の「女子プロサッカー選手の契約、登録および移籍に関する規則」について、WE リーグからの要請（別添）を受け、初年度（2021 年度）に関しては、以下の通り規則の適用を部分的に除外する。

### 1. トレーニング補償金（アマチュアからプロ）【該当条項：6-1（2）】

初年度（2021 年度）については、前年度（2020 年度）にアマチュアとして自クラブに所属した選手が自クラブにおいてプロ選手に区分変更する場合には、トレーニング補償金（アマチュアからプロ）は適用されないものとする。

### 2. プロ A 契約初締結時の基本報酬の上限【該当条項：1-3④（1）】

初年度（2021 年度）については、以下に該当する場合はプロ A 契約初締結時の基本報酬の上限（年額 670 万円）に関するルールを適用しない。

- ・本日（2020 年 11 月 19 日）時点で既にプロとして登録されている選手
- ・2021 年 2 月 1 日時点で既にプロ A 契約締結条件を満たしているアマチュア選手

（2020 年 11 月 19 日（木）理事会決議）

別添：WE リーグからの依頼文書（2020 年 11 月 13 日付）

WE20-0001  
2020年11月13日

公益財団法人日本サッカー協会  
専務理事 須原 清貴 様

一般社団法人日本女子プロサッカーリーグ  
代表理事 岡島 喜久子

## 「女子プロサッカー選手の契約、登録および移籍に関する規則」の運用に関するお願い

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は当リーグ事業に対し格別なるご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、今般、貴協会にて標記規則が新設されますが、施行初年度は当リーグの開幕年にあたり、新しくプロ契約を締結する選手が多数存在する特殊な状況であるため、規則の運用につきまして、下記の通り、一部変更をお願いしたく存じます。

勝手なお願いではございますが、事情ご賢察の上、何卒ご高配くださいますようよろしくお願い申し上げます。

敬具

### 記

#### 1. トレーニング費用適用対象の変更(初年度)

リーグ入会審査時にはトレーニング補償金制度導入に関して金額等明確に決まっておらず、各クラブの予算に盛り込まれていないことから、昨今のコロナ禍およびリーグ初年度のクラブの財政的な負担に鑑み、以下の通り適用対象を変更いただきたい。

- ・今季自クラブに在籍した選手には適用しない
- ・移籍で獲得する選手のみを対象とする

#### 2. プロ A 契約初締結時の基本報酬上限適用対象の変更(初年度)

今回、統一契約が女子リーグで初めて導入されるため、プロ A 契約を締結する選手もほぼ全員が初めての A 契約締結となるが、実績十分な選手に対しては上限以上の基本報酬の提案を希望するケースが考えられるため、初年度は以下の選手を上限適用の対象外としていただきたい。(上限を設定している意図とは矛盾しないと考えます。)

- ・今季プロ契約の選手
- ・今季プロ A 契約の基準を満たしているアマチュア選手

以上